B　中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ以東の各インターチェンジと近畿自動車道天理吹田線の摂津北インターチェンジ又は吹田インターチェンジ相互間

C　中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ以東の各インターチェンジと近畿自動車道天理吹田線の守口ジャンクション以南の各インターチェンジ相互間

ホ）その他

１．［２］⑵割引制度の各割引については、ロ）に定める料金調整を実施した料金の額に対して適用する。

１．［２］⑵㉒のうち、㈠を削り、㈡を㈠とし、㈢から㈦を１ずつ繰り上げ、次を加える。

㈦　企画割引「関西ツーリングプラン」

イ）割引をする自動車

A　乗り放題プラン

ニ）Aに定める周遊エリア内を通行（ただし、周遊エリア内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等（ただし、別添１－１及び別添１－２に掲げる自動車の種類がイ（ただし、自動二輪車に限る。）又はハ並びに別添１－３に掲げる自動車の種類がイ（ただし、自動二輪車に限る。）又はロで、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、京都府道路公社及び兵庫県道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限るものとし、当該申込時に指定した利用日数及び期間内の通行に対して、本割引を適用する。）

ロ）割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次表の額（単位：円）とする。

類別	発着エリア	周遊エリア	利用日数	軽自動車等
乗り放題プラン	—	名神・北陸道・京都縦貫道	２日間	3,000
	—	舞鶴若狭道・中国道・山陽道	２日間	3,000
	—	阪和道	２日間	2,500

なお、上表における利用日数は、次のAのとおりとする。

A　２日間　ハ）に定める実施期間のうち連続する最大２日間

ハ）実施する期間

平成30年４月27日から平成30年11月30日まで

ニ）適用区間

A　周遊エリア

⑷　名神・北陸道・京都縦貫道コース

路線名	対象区間
中央自動車道西宮線	米原ジャンクションから吹田インターチェンジまで
北陸自動車道	敦賀インターチェンジから米原ジャンクションまで
近畿自動車道名古屋神戸線	草津ジャンクションから草津田上インターチェンジまで及び高槻インターチェンジから高槻ジャンクション（名神）まで
近畿自動車道敦賀線	福知山インターチェンジから敦賀ジャンクションまで
京滋バイパス	全区間
第二京阪道路	起点から八幡東インターチェンジまで
京都縦貫自動車道	全区間
京都府道路公社が管理する丹波綾部道路	全区間
京都府道路公社が管理する綾部宮津道路	全区間

⑻　舞鶴若狭道・中国道・山陽道コース

路線名	対象区間
中央自動車道西宮線	高槻ジャンクション（名神）から吹田インターチェンジまで
近畿自動車道名古屋神戸線	高槻ジャンクション（新名神）から神戸ジャンクションまで及び高槻ジャンクション（新名神）から高槻ジャンクション（名神）まで
近畿自動車道敦賀線	吉川ジャンクションから春日インターチェンジまで
中国縦貫自動車道	吹田ジャンクションから佐用インターチェンジまで
山陽自動車道吹田山口線	神戸ジャンクションから赤穂インターチェンジまで
兵庫県道路公社が管理する播但連絡道路	全区間
兵庫県道路公社が管理する遠阪トンネル	全区間

⑹　阪和道コース

路線名	対象区間
近畿自動車道天理吹田線	全区間
近畿自動車道名古屋神戸線	城陽インターチェンジから八幡京田辺インターチェンジまで
近畿自動車道松原那智勝浦線	全区間
関西国際空港線	全区間
第二京阪道路	八幡京田辺ジャンクションから門真ジャンクションまで
京奈道路	全区間
堺泉北道路	全区間
南阪奈道路	全区間